

令和8年第2回定例会 総務市民委員会 報告（要点筆記）

議案第43号 四国中央市監査委員条例及び四国中央市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

質 疑
な し

議案第44号 四国中央市印鑑条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

働き方改革により、窓口での受付時間の短縮を行っている自治体も見受けられるが、本市では市民窓口センターの受付時間の変更等の予定はあるのか。

○理事者

現時点では予定していない。

しかし、市民サービスの向上のため、木曜日については、本庁のみ午後7時まで開庁している。その場合、職員の勤務時間は、早出出勤、遅出出勤に分けて調整している。

今後については、基本的にはマイナンバーカードの普及促進、デジタル化の促進の流れの中で、コンビニエンスストアでの交付や市役所に来なくても手続きできるサービスを拡充していきたい。それにより、市民の利便性が向上するとともに、職員の事務負担の軽減を図っていきたいと考えている。

○委 員

市民に対応する窓口業務については、従前と変わらないのか。

○理事者

現時点では、現行の窓口業務を継続していきたいと考えている。

○委 員

今後、本市では、どのような働き方改革を進めていく予定か伺う。

○理事者

7月からサマータイム制度を実施する予定であり、早出出勤や遅出出勤といった勤務体制を導入することで、全体的にめり張りのある勤務体制になると思う。本制度が順調に進行した場合、特定の期間だけでなく、1年を通して継続的に実施できる制度になるよう検討することも考えられる。

○委 員

印鑑登録証明書はコンビニエンスストアでも取得できるとのことだが、コンビニエンスストアまで行くのに本庁や支所に行くより時間がかかる地域もある。今後は、交流センターなどでも証明書が取れるよう検討していただきたい。

○委 員

本市の特定在留カード等の交付対象者数を伺う。

○理事者

令和8年5月31日時点で、本市に在留している外国人は、1,259名である。特別永住者は24名で、それ以外の方が中長期在留者である。マイナンバーカードと一体となった特定在留カードの所持については、本人の希望により選択でき、従来型の在留カードと

マイナンバーカードを別々に所持することも本人の希望で可能であるため、対象者数は最大で1,259名となる。

○委 員

本市在留の外国人のうち、窓口で手続する際、どの程度の人が日本語対応で手続することが可能であるか。また、日本語での意思疎通が困難な外国人には、窓口でどのような対応をしているのか伺う。

○理事者

窓口で手続する際、日本語対応が可能な方の割合は把握できていない。一般的に中長期在留者については、技能実習生や会社勤務で特定技能の在留資格のある方が大半であるため、派遣会社やあっせん業者が介在して手続の手ほどきをしている。それ以外の方に関しては、国際交流の担当職員の手ほどきを受けることもあるが、おおむね仲介業者の手続支援により対応できている。

議案第45号 四国中央市体育施設条例の一部を改正する条例について

質 疑

○委 員

条例改正により、体育館を利用する人が冷暖房設備を使用する場合の使用料について、今回の金額設定になった算出方法を伺う。

○理事者

四国電力株式会社との契約により1時間当たりの電気料金が決まっており、それに対して今回設置したエアコンディショナーの使用電氣量をかけた1時間当たりの金額で算出している。端数については切り捨てるため、サブアリーナで2,200円、各室で800円となる。

○委 員

冷暖房設備の使用料には、エアコンディショナーの本体価格等は反映されていないのか。

○理事者

そのとおりである。

○委 員

スポーツ少年団などの団体が利用する場合、冷暖房設備の使用料を払わないといけなくなるということであるが、活動資金に余裕がある団体ばかりではない。切り詰めた中で活動している団体にとっては、年間にすると結構な金額となり、子供や保護者に負担がかかる。

冷暖房設備の使用料について、設定変更の余地はないのか。

○理事者

金額設定については、電気代の実費という形になっているため、難しいと考える。

しかし、今回の補正予算には、川之江体育館空調等更新事業費を計上しており、令和10年3月頃に川之江体育館の工事が完了予定のため、その前あたりから川之江体育館及び伊予三島運動公園体育館の冷暖房設備の使用料を見直す余地はあると考えている。

○委 員

せめて川之江体育館の工事が完了するまで、冷暖房設備の使用料を免除することはで

きないのか。

○理事者

スポーツ少年団が学校の体育館などを利用する場合、施設等利用料は免除となっているため、今後はその辺りも加味しながら川之江体育館が完成した後、統一的な見解を出せるよう検討したい。

○委 員

まちおこし課の業務内容について伺う。

○理事者

まちおこし課の業務内容は、大きく分けて地域コミュニティに関すること、文化・スポーツに関すること、スポーツに関する施設の維持管理、花火大会などの観光イベントを管轄している。

○委 員

体育館の冷暖房設備の使用料が免除となる対象団体などについて伺う。

また、学校行事で使用する場合は免除にならないのか伺う。

○理事者

使用料の減免規定に準ずるため、市が使用する場合や公益上市長が必要と認めた場合は免除となる。また、スポーツ協会に所属する団体の大会の場合は、5割の減免となり、市のスポーツ協会が体育館の会議室を利用する場合は免除となる。

議案第47号 令和8年度四国中央市一般会計補正予算（第1号）[所管分]

質 疑

○委 員

霧の森は開業から約27年が経過している。今後も計画的な施設更新が必要になると思うが、来場者数や売上げなどの実績をどのように評価し、投資効果を検証しながら、今後の施設整備を進めていくのか考えを伺う。

○理事者

今回、補正予算に計上しているのは、高圧受電設備の中に低濃度のPCBが含有されている可能性があるため、改修工事を行うものである。

霧の森の入込客数は、令和4年度が約21万人、令和5年度が約18万人、令和6年度が約19万人であり、令和7年度は約26万人を見込んでいる。

霧の森で販売している霧の森大福については、1月19日に放送された「タミ様のお告げ」という番組の「タミ様甲子園～47都道府県お菓子日本一決定戦～」という企画で日本一になり、それ以降は販売数も増えている。

霧の森の販売額で比較すると、令和6年度から令和7年度では約140%の増額。令和7年2月と番組が放送された後の令和8年2月を比較した場合、約170%の増額となっており、番組の効果が非常に大きかった。今後は利用者数の増加を見ながら、改修を進めていきたいと考えている。

今年度、菓子工房の防水工事を予定しており、年度末まで工事がかかるため、仮店舗での営業を予定しており、利用者にご不便をおかけすることにはなるが、工事後の利用者数の推移を見ながら、今後の計画を立てていきたいと考えている。

○委 員

霧の森大福の販売額の増加により発生した利益や剰余金について、現在の使途を伺う。
また、利益や剰余金を市民に還元する施策はないのか伺う。

○理事者

霧の森交湯～館が令和7年3月にリニューアルオープンしている。再オープンして来館者数も戻ってきているが、昨年度から水道代、電気代、重油などの燃料費の高騰により、霧の森交湯～館に限って言えば、約1,000万円の赤字が出るという状況である。

霧の森大福の売上げは非常に良好であるが、原油価格の高騰に伴う重油や電気代の高騰もあるため、必要経費等も含めて、今後できることを考えていきたい。

○委 員

地域防災組織育成助成事業補助金について詳細を伺う。

○理事者

今回の助成対象は、ブルータウン金子自主防災会である。

防災会での協議後、ポータブル電源、発電機、ソーラーパネル、屋外用の煮炊き鍋などを購入する予定である。

○委 員

市内で自主防災組織がない地域はあるのか。

○理事者

市内に自主防災組織がない地域はある。数十人から数百人規模と様々な団体があるため、その中で網羅されていない、カバーできてない地域がある。

○委 員

コミュニティ振興事業費補助金について詳細を伺う。

○理事者

コミュニティ振興事業費補助金は、一般財団法人自治総合センターの社会貢献広報活動の一環として、自治会などに対してコミュニティー活動に関する必要な備品を整備する補助金である。

今年度は、蕪崎自治会、八日市自治会が対象となっており、それぞれの補助金である250万円の使途については、蕪崎自治会がはっぴの購入、八日市自治会が集会所の備品整備を行う予定である。

○委 員

衛生費について、予防費、保健活動費、環境衛生費の全てで人件費が減額となっている理由について伺う。

○理事者

定期の人事異動の中で、減額になっている課もあれば、課の編成によって増額になっている課もある。予算の費目上の減額であり、人員の削減によるものではない。

○委 員

隣保館費に関しても同様に300万円ほど減額となっているが、人員が削減されたのか。

○理事者

人件費の精査による減額である。

○理事者

人数の変更はない。配置されている職員の入れ替わりによる経費の差額である。

○委 員

川之江体育館空調等整備事業について、利用者の熱中症対策や防災拠点としての環境改善につながることは大変意義のある事業であると考えているが、工事期間中は体育館全体が使用できなくなるのか。それとも部分的に利用可能な環境で工事を進めるのか。

○理事者

施工業者が決まった後、協議を行い、全体が使えなくなるのではなく、使える部分を確保し、徐々に工事を進めたいと考えている。

○委 員

土居文化会館整備事業について、陶芸教室の完成時期を伺う。

○理事者

陶芸教室の完成時期は、来年の3月を予定している。来年の5月の市広報紙で生徒を募集し、6月から使用できる予定である。

**議案第48号 令和8年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
質 疑**

○委 員

新宮診療所は整備から一定の年数が経過し、施設や設備も更新時期を迎えていることから、今回整備事業費が計上されていると認識している。そのことを踏まえて、今後の新宮地域の地域医療をどのような考え方で維持または確保していくのか伺う。

○理事者

新宮地域だけでなく、そのほかの無医地区などについても、安定的な医療体制、地域医療の施策を考えながら、昨年度導入したオンライン診療の活用も拡充できることを含め、市内の医療機関や関係機関とさらに連携しながら、市民が平等に医療を受けられる体制を整えていくことが今後の課題だと考えている。また、県の意見も聞きながら進めたいと考えている。

**8年陳情第1号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情
意見等**

○委 員

核兵器をめぐっては、安全保障上の重要性を解く現実的な核抑止論と人道的観点から廃絶を求める議論が対立しており、国際社会における極めて重要な課題となっている。日本は核兵器による唯一の被爆国であり、同じような悲惨な被害を出さないための平和を願う思いは共有するが、国において多面的かつ丁寧な議論が行われるべきべきであるとする。いまだ協議が十分に尽くされていないということで継続審査を求める。

**7年陳情第3号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求める陳情書
意見等**

○委 員

本件は国の税制に関わる重要な案件であり、国の動向を見極める必要がある。現時点で結論を出すのではなく、引き続き調査、研究を行うため、継続審査を提案する。

主要事業 「土居分団詰所整備事業」

質 疑

○委 員

土居分団詰所整備事業の設計会社について伺う。

○理事者

設計会社は、松山市にある株式会社大建設工務である。

○委 員

電気工事に関しては、一回目に応札がなかった。入札が中止となった理由を伺う。

○理事者

工事については、本体工事を J V の形で発注した。その附帯工事であり、また、過去の事例等から、電気工事についても J V を条件とした入札の募集を行ったが入札参加資格申請がなかったためである。

○委 員

土居分団詰所整備事業の電気工事及び本体工事について、今後、物価高騰のため金額の変動もあり得るのか。

○理事者

今後の情勢をしっかりと見極めながらも、そういう場合には、柔軟に対応させていただきたいと考えている。

○委 員

議決された後、物価高騰を理由に契約金額が変更することについて見解を伺う。

○理事者

今回のような短期の工事については、物価上昇の反映は、なかなか難しいと思う。来年度、再来年度といった長期にわたる工事については、例えば3年後、今の賃金の状態で、働けるのかといえば、難しいと思う。その分についてはスライド条項により、物価上昇に併せ本当に正当なものであれば、増額は可能である。国からもそのような契約をするよう通告されている。将来的に負債を自分の会社で抱えるリスクがあると危惧するため全国的に不調が続いていると思う。その時々、物価に併せて契約金額も見直すのが正当であると考えます。

主要事業 「母子保健事業」(妊産婦・乳幼児健診タクシークーポン事業)

質 疑

○委 員

妊産婦・乳幼児健診タクシークーポン事業については、非常にいい事業であると思っている。令和7年度は全員に配ったものの利用率が低かったため、令和8年度は必要な人だけにお渡しする方法に変更したというのは非常にいいと思うが、途中で生活状況などが変わり、どうしても必要になった場合、再度配付が可能なのか伺う。

○理事者

妊産婦・乳幼児健診タクシークーポン券が必要となった場合には交付が可能である。

妊娠届の受付に来庁される以外でも、赤ちゃん訪問や育児相談などの機会に状況をお聞きして、タクシークーポン券の利用を進めている。

○委 員

1人当たりの補助金額について伺う。

○理事者

妊産婦については、1人当たり3万円分。乳幼児については、1人当たり1万円分を補助している。

○委 員

妊産婦・乳幼児健診タクシークーポン券の印刷枚数について伺う。

○理事者

妊産婦については200冊、乳幼児については100冊印刷している。

○委 員

妊娠届について、妊娠した人は全員手続を行うのか。

○理事者

妊娠届の提出については、法律で定められており、対象者は妊娠届を保健センターに持って来ることになる。その際に母子健康手帳をお渡ししている。

○委 員

利用率の低迷について、考えられる理由を伺う。

○理事者

タクシーの利用をお勧めしても、自家用車で行きたいと言う方が多いためであると考えられる。

○委 員

妊娠届の手続時以外の周知方法について伺う。

○理事者

市のホームページへの掲載や出生届の手続に来庁された時、赤ちゃん訪問で全戸訪問した際に説明することで周知に努めている。